

さがみはランド in さがみはらフェスタ 2025 出展規約

さがみはランド in さがみはらフェスタ 2025（以下、「さがみはランド」といいます。）に出展を希望する者（個人、法人及び団体等）は、以下に定める出展規約（以下、「本規約」といいます。）に同意の上、出展申し込みをすることを約束します。

（規約の履行と遵守）

第1条 出展者は、本規約及び出展申込者を対象に主催者が行う出展者説明会等における説明事項や取り決めを遵守しなければなりません。

2 主催者は、出展者が前項に違反したと判断した場合、その時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、出展スペース内の販売物、展示物及び装飾物等（以下、「出展物等」といいます。）の撤去及び変更を指示することができます。また、その際、主催者の判断基準及び根拠等は公表しません。

3 前項の場合、主催者は出展者に対し、事前に支払われた費用は返還しません。また、出展の取り消し、出展スペース内の出展物等の撤去及び変更によって生じた出展者及び関係者の損害も補償しません。

（出展資格、出展申し込み及び出展審査）

第2条 さがみはランドの出展資格を有する出展者は、出展申し込み締め切り後に主催者が行う出展審査にて承認された個人、法人及び団体等とし、その種類及び定義は下記のとおりとします。

（1）優先出展者

相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会及び相模原市内商店街加入者（以下、「相模原商工会議所等」といいます。）並びにさがみはらフェスタ実行委員会が優先出展者として適当と判断した市内飲食関係団体加入者

（2）一般出展者

さがみはらフェスタ実行委員会が出展者として適当と判断した個人、法人及び団体

2 優先出展者に対しては、出展審査にあたり、一般出展者に比して優先的に選考するものとします。

3 前項の規定は、出展申し込みと同時に相模原商工会議所等に参加する意思を表示し、かつ出展合格通知後、遅滞なく相模原商工会議所等に参加する出展申込者に対しても適用するものとします。

4 主催者は、下記に該当すると判断した場合、出展申し込みの保留又は拒否をすることがあります。

（1）申込書の記載事項に著しい不備や虚偽等があった場合

（2）出展内容がさがみはランドの趣旨に沿わないと判断される場合

（3）来場者や他の出展者等から苦情が予想される場合

（4）その他、出展が著しく不相当と判断される場合

5 主催者は、出展申し込みを正式に受理した後でも、出展者が本規約等に違反したと判断した場合、出展を取り消す権利を有するものとします。

6 主催者は、審査結果に対し、一切の責任を負わないものとし、その判断基準及び根拠

等は公表しません。

(出展料、手数料及び協力金)

第3条 さがみはランドの出展料は、下記のとおりとします。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 飲食店（ラーメン店を含む） | 100,000円 |
| (2) 物産店及び販売店 | 80,000円 |
| (3) 展示、PR及びワークショップ | 60,000円 |
| (4) キッチンカー | 100,000円 |

- 2 優先出展者に対しては、前項に定める出展料からその20%にあたる金額を減額するものとします。
- 3 出展者は主催者に対し、第1項の出展料のほか、キャッシュレス決済手数料及びさがみはランド開催協力金の合計額として、売上金の10%にあたる金額を支払うものとします。
- 4 さがみはランド開催期間中の会場内では、出展者は、主催者が用意するキャッシュレス決済端末を使用してすべての決済を行うものとします。
- 5 前項に反した場合、出展者は主催者に対し、直ちに金20万円の違約金を支払うものとするともに、出展者の以後の出展を禁止するものとします。
- 6 主催者が用意したキャッシュレス決済端末が使用不能になる等、不測の事態が生じた場合には、主催者及び出展者が協議の上、その後の対応を決定するものとします。

(契約の成立及び出展料の支払い)

第4条 主催者が出展申込書を受領し、出展審査を経て、出展者が出展合格通知を受領した時点をもって、本出展の契約が成立するものとします。

- 2 契約成立後、出展者は、主催者が発行する請求書に記載した期日までに、出展料及び付随するオプション代金を支払うものとします。
- 3 前項の支払いは、主催者が発行する請求書に記載した指定口座に日本円で振り込む方法により行うものとします。
- 4 出展料の支払い後、申し込みを出展者の判断で取り消しする場合、出展料の返金はありません。

(出展スペースの決定及び転貸等の禁止)

第5条 出展スペースは、出展内容及び出展数を勘案の上、主催者側の判断で決定します。

- 2 出展者は、主催者が定めた出展スペースを、主催者の承諾なしに転貸、売買、交換、担保提供及び譲渡することはできないものとします。

(共同出展者の取扱い)

第6条 2者（社、団体等）以上の申込者が共同で出展する場合、うち1者（社、団体等）が代表して申し込み、共同出展する者の氏名（社名、団体名等）等の情報を申し込み時に主催者へ通知するものとします。

(出展物の設置及び撤去)

第7条 出展者は、主催者の定めるスケジュールに従い、出展スペース内の出展物等の搬入出を行わなければならないものとします。

2 出展者は、さがみはランドの開催期間中に、出展物等の搬入出及び移動等の必要性が生じた場合、主催者の承認を得た後、行うこととします。

3 出展者は、出展後の出展スペースを原状に復する義務を負うものとします。

4 前項に反した場合、出展者は主催者に対し、現状に復するために要する費用として、一律金5万円を支払うものとします。

（会場の使用）

第8条 さがみはランドの会場内における出展者の営業活動は、すべて出展スペースの中に限られるものとします。

2 出展者は、営業活動のために出展スペース近辺の通路が混雑することのないよう責任を負うものとします。また、出展物等を割り当てられた出展スペースの範囲を越えて設置してはなりません。

3 主催者は、その手段、方法、態様等から問題があると判断した出展者の営業活動や、さがみはらフェスタの趣旨に沿わないすべての行為等を禁止する権限を有するものとします。

4 前項の禁止措置が行われた場合、主催者は出展者に対し、返金その他いかなる費用負担の責任を負わないものとします。

（出展物等の管理と免責）

第9条 主催者は、さがみはランド会場の管理・保全に最善の注意を払いますが、個別の出展者に対し、出展物等の損害についてその責任を負わないものとします。

（著作権の使用許諾と保証）

第10条 出展者が出展スペース等に掲載した著作物は、さがみはランドの広報活動のため、公式ホームページ、各種印刷物、広告、SNS、メールマガジン及びメディア媒体等への掲載を許諾いただいたものとします。

2 出展者は主催者に対し、さがみはランドの出展物等又はこれに関連する印刷物その他の媒体等が、第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、肖像権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

3 出展者は、さがみはランドの出展に関係する行為が、第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、肖像権及びその他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、さがみはランドの正常かつ円滑な進行を妨げない責任を負うものとします。

（損害賠償）

第11条 出展者は、自己又はその使用者等の故意又は過失によって生じた会場内及び会場周辺の設備又は建造物若しくは人身等に対するすべての損害について、遅滞なく賠償する責任を負うものとします。

(中止、中断及び変更)

第12条 主催者は、以下の事由により、さがみはランドの開催が困難であると判断した場合、さがみはランドを中止、中断並びに開催期間及び会場の変更をすることがあります。

(1) 会場が使用できなくなった場合及び会場での開催が適切ではないと主催者が判断した場合

(2) 政府、地方自治体及びその他公的機関等によるイベントの自粛要請、自粛命令、中止要請及び中止命令等により、開催が適切ではないと主催者が判断した場合

(3) 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合又は開催が適切ではないと主催者が判断した場合

2 前項第3号の不可抗力的事由とは、荒天（台風、豪雨、暴風等）、水害、地震等を含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延及び運休、戦争、内乱、テロ、ストライキ並びにその他の主催者の責任によらない事由を指します。

3 出展料の支払い後、第1項及び前項の規定によりさがみはランドの中止、中断及び変更となった場合、出展料の返金はできません。

4 出展者は主催者に対し、主催者の責任によるものを除き、さがみはランドの中止、中断及び変更により被った損害、費用の増加及びその他出展者に生じた不利益について、請求できないものとします。

5 出展者は主催者に対し、不可抗力的事由によるも、さがみはランドの中止、中断及び変更には至らず、開催を続行する場合、何らの特別な措置を請求することはできないものとします。

(規約の変更と追加)

第13条 出展者は、この規約に定められていない事項又はこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。

2 主催者は、出展者に通知の上、この規約を改訂又は追補できる権利を有するものとします。

(準拠法)

第14条 本規約の準拠法は、日本法とします。

(専属的合意管轄)

第15条 本規約に関する紛争の管轄裁判所は、横浜地方裁判所相模原支部とします。

附則

本規約は、令和7年9月1日から施行します。